



新型コロナウイルス感染症で
資金繰りにご不安を感じている
事業者の皆様へ

日本政策金融公庫や商工中金の
新型コロナ感染症特別貸付などで
ご支援できます。

最長で **5年間**
元本の返済が
不要

利子補給で
金利負担が
実質ゼロに

担保なしでの
借り入れも
可能

状況に応じて、複数回の利用も可能です。

裏面に支援が受けられる場合についてまとめています。ぜひ、ご一読ください。



新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様へ

～支援が受けられる場合についてまとめました～

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様に、
日本政策金融公庫や商工中金の新型コロナウイルス感染症特別貸付や、
信用保証協会のセーフティネット保証で資金繰りを支援します。

売上減少に伴い、
当面の運転資金を
調達したい方には

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等があります

新型コロナウイルス感染症特別貸付は、当初3年間は、利子補給で金利負担が**実質的に無利子**となる制度です。※企業の規模に応じて上限があります。
セーフティネット保証または民間金融機関から融資を受ける際に最大2.8億円の保証を受けられる制度です。

既に受けた債務の
返済があるため、
追加の返済負担を
負いたくない方には

コロナ特別貸付は、最長5年間の据置期間があります

新型コロナウイルス感染症特別貸付で最長20年の運転資金を調達できます。
最長5年の据置期間で、**当面元本返済が不要**です。また、当初3年間は、利子補給で金利負担が**実質的に無利子**になります。
※企業の規模に応じて上限があります。

業績悪化のため
既に受けた債務の
条件変更をしたが、
追加の運転資金を
調達したい方には

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等の対象からは外れません

新型コロナウイルス感染症特別貸付やセーフティネット保証は、既に受けた債務の条件変更を行っていることだけを理由には支援対象から外れることはありません。

売上減少に伴い、
既に受けた債務の
返済ができない
方には

取引金融機関等に既に受けた債務等の条件変更を相談ください

経済産業省は、金融庁や財務省とともに、各金融機関等に対して、**既に受けた融資の条件変更について、事業者の皆様の実情に応じて柔軟に対応するよう要請**しています。融資を受けている金融機関や、信用保証協会にご相談してください。

既存の仕入ルートが
ストップし、代わりの
ルートではコスト増、
売上減少が
見込まれる方には

セーフティネット貸付や一般保証を活用して資金調達を検討ください

日本政策金融公庫のセーフティネット貸付は、上限7.2億円まで、最大据置期間3年となっており、当面の返済負担を軽減できます。
また、信用保証協会の一般保証を利用して、民間金融機関から保証付きで借り入れることも可能です。

【資金繰り支援全般に関するお問い合わせ先】

中小企業 金融相談窓口
TEL: 0570-783183
(平日 9:00-17:00)

本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

